

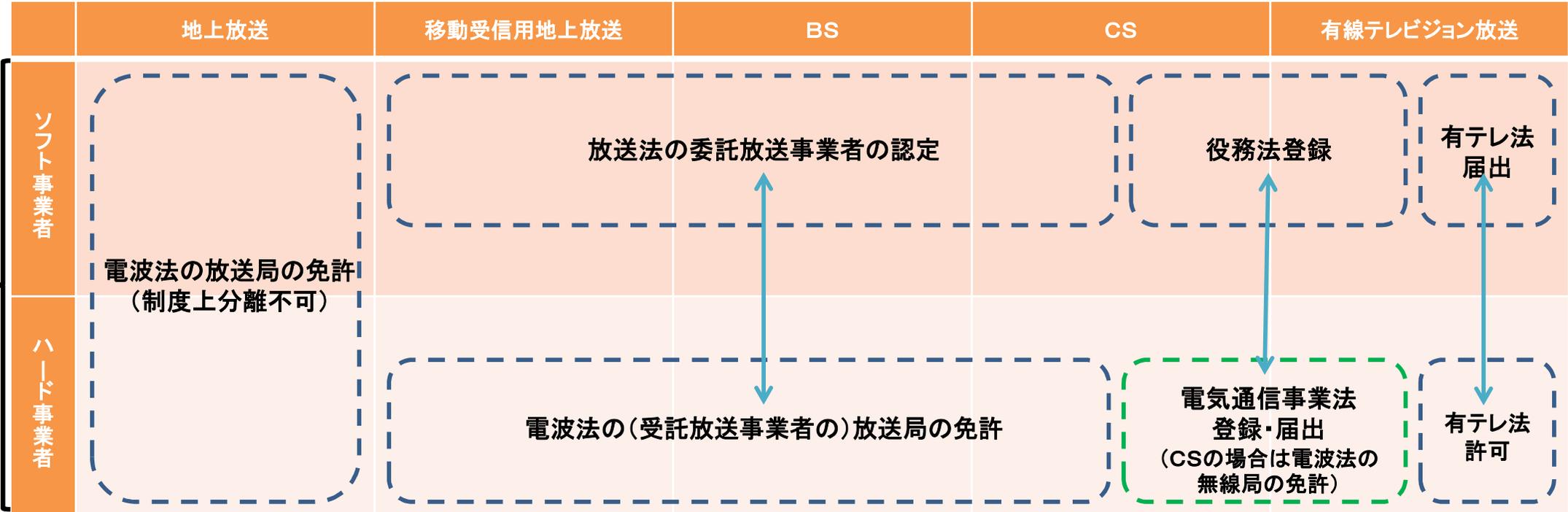
「共同利用型モデル」に関連する制度の概要

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

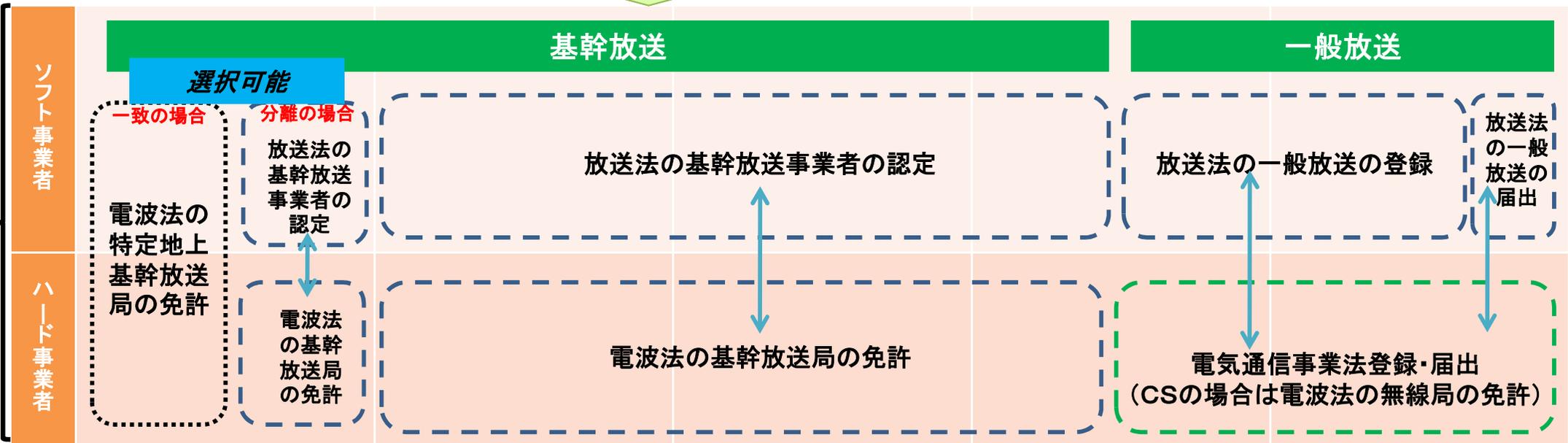
令和4年4月15日

放送の参入制度(放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)による改正)

改正前

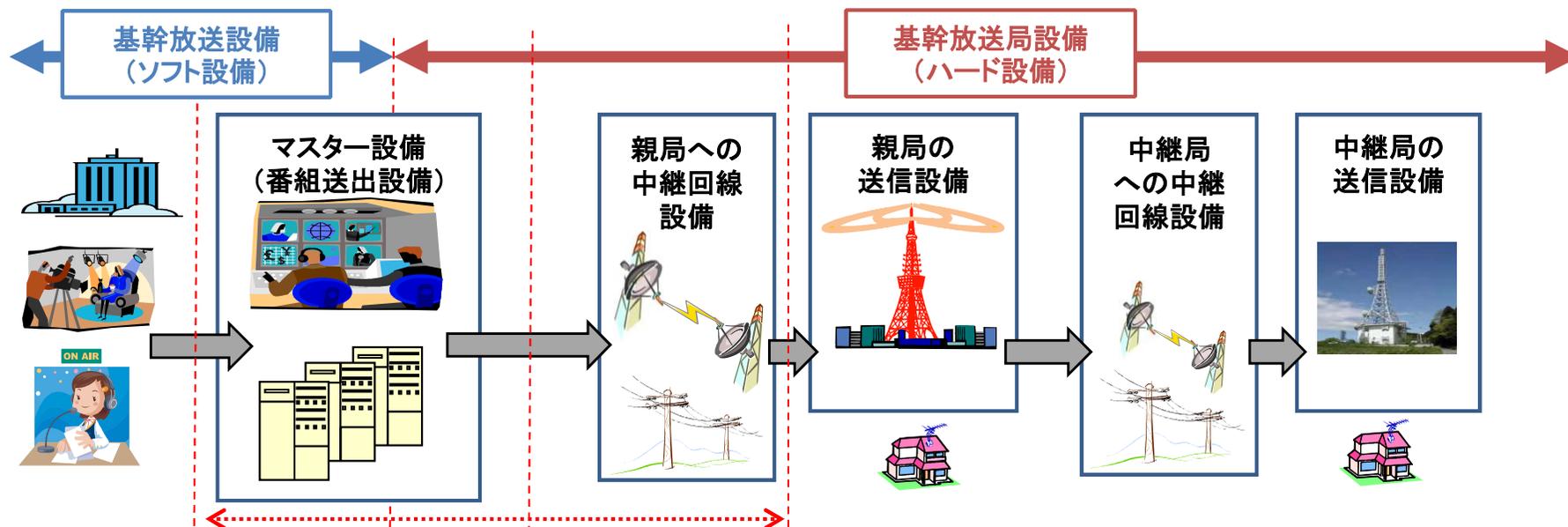


改正後



ハード設備とソフト設備の分界点

- 放送法では、設備に安全・信頼性の技術基準を課すこととしており、ハード・ソフト分離で基幹放送を行う場合、法律においてハード設備(基幹放送局設備(第2条第24号))及びソフト設備(基幹放送設備(第93条第1項第3号))を定義し、具体的な設備の分界点は省令(放送法施行規則)に委任。
- マスター設備(中継回線設備を含む。)については、その全部又は一部をハード設備又はソフト設備のいずれに含むかを事業者において選択可能。



「番組送出設備(中継回線設備を含む。)」の全部又は一部について選択可能

【関係条文】

○放送法

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(以下「基幹放送局設備」という。)を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

三 当該業務に用いられる電気通信設備(基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。)が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

○放送法施行規則

第三条 法第二条第二十四号の総務省令で定めるその他の電気通信設備は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 基幹放送局設備(法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備をいう。以下同じ。)を地上基幹放送の業務又は移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合 番組送出設備(中継回線設備を含む。)の全部又は一部(基幹放送局提供事業者が電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により受けた基幹放送局(法第二条第九号の基幹放送局をいう。以下同じ。)の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備である場合に限る。

○ 「基幹放送局提供事業者」(ハード事業者)については、基幹放送事業者(ソフト事業者)の番組編集の自由の確保、不当に高い料金の設定による放送の機会の制約の防止等の観点から、放送法において次の規律を措置。

- ① 認定基幹放送事業者に対する基幹放送局設備(ハード設備)の提供義務(第117条)
- ② 基幹放送局設備(ハード設備)を基幹放送の業務の用に供する役務(放送局設備供給役務)の提供条件の総務大臣への届出義務(第118条)
- ③ 提供条件が、(ア)不当な差別的取扱い、(イ)不当な義務の付加、(ウ)自己利用と比して不利な提供条件の場合等における総務大臣による変更命令(第120条)
- ④ 基幹放送局提供事業者(ハード事業者)であって認定基幹放送事業者(ソフト事業者)又は特定地上基幹放送事業者(ハード・ソフト一致事業者)を兼ねる者の会計整理・公表義務(第119条)

